

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 21 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2012

課題番号：22730043

研究課題名(和文) 方法論的進化を遂げる実証研究と独占法ルールとのマッチングに関する基礎的研究

研究課題名(英文) Matching new empirical methods of antitrust to competition law decision-making

研究代表者

中川 晶比兒 (NAKAGWA AKIHIKO)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：20378516

研究成果の概要(和文)：本研究は、独占禁止法政策において、経済学の理論分析・実証的手法と法的判断基準とが適切な距離感を保って法政策を共に改善していくためにはどうすればよいかを、個々人の法的推論メカニズムにまで立ち入って明らかにした。我々は与えられた情報に曖昧さを感じるほど、その情報を理解するために分析理論を必要とする。実証的手法の理論的曖昧さを吟味すると共に、伝統的に経験則とされてきた知見を自明視することなく、法的判断基準が最新の経験的知見に根拠を持つように常に努力しなければならない。経済学と法学との対話を阻害するような、どちらかの立場に偏った言葉を使うべきではないとして、独占禁止法の目的論についても提言を行った。

研究成果の概要(英文)：This research explored how theoretical and empirical analyses of antitrust economics interact within personal reasoning process to form different legal conclusions. As we perceive the information as obvious, we rely less on underlying theories to understand the information. Recent quantitative techniques of antitrust turn one's eye away from how good or poor are the current legal standards. Updating antitrust rules is urgent for those areas where conventional wisdom has much influence on their current status.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：独占禁止法、実証研究、法的推論、目的論、再販売価格維持、合併

1. 研究開始当初の背景

独占禁止法政策は、企業行動が競争にどのような影響を与えるか、という因果関係に関する経験的知見に基づいて、事業活動を規制している。このような経験的知見を与えてきたのは産業組織論を中心とする経済学であ

るが、経済学の方法論的な進化によって経験的知見もまた変わってきている。すなわち、プレイヤー間の競争的な相互作用を取り込んだゲーム理論による理論的分析の進化及び事実命題を明らかにする計量経済学の進歩により、独占禁止法が前提としてきた経験的知見が説得力を失い、従来の法的判断基準

とは異なるルートによって反競争効果の立証が可能になっている。ここで生じているのは、法的ルールとその経験的背景とのミスマッチである。独占禁止法が事実命題に関する信頼できる経験的認識に基づかなければ、健全な法運用は期待できない。

このような法的ルールと経験的知見とのミスマッチを認識して、実務の法運用を変容させてきた国もあるが、経済学の法実務に対する影響力が強くないわが国では、そもそもこのようなミスマッチの認識が不足している。また諸外国においても、事実をより明らかにできるように思わせる定量的手法に比重が置かれることにより、ミスマッチの生じている分野で判断基準を改訂する努力は十分には行われていない。そこで本研究は、独占禁止法ルールと経済学的な経験的知見とのミスマッチが生じている分野に焦点を当てることにより、これを解消して信頼できる法的ルールを提示する必要があるという着想を得た。

2. 研究の目的

本研究では、経済学による経験的知見の蓄積が、独占禁止法実務を大きく動かしてきた二つの分野を取り上げて、経験的知見と法的ルールとのミスマッチを解消する方法を模索することとした。第一に、再販売価格維持の実証研究と、法的判断基準との関係である。再販売価格維持は、そのメカニズム自体は複雑ではないために扱いやすいことと、多岐にわたる手法の実証研究がなされてきたため、計量経済学的手法の進歩を概観するには好適な素材である。実証研究の手法自体が変化してきており、再販売価格維持に関する古典的な研究を現在の研究水準からみて検討し、改善可能かどうかを明らかにする。もう一つは、合併規制であり、実証的手法と理論的分析とが欧米において法実務の変革を迫ってきた分野である。水平合併の反競争効果の発生メカニズムには、合併当事会社が単独で弊害をもたらす場合と、市場の他のプレイヤーと協調的に弊害をもたらす場合とがある。実証的手法が影響力を持ってきたのは前者であるのに対して、古典的な経験則が法的ルールの裏づけとして理論的説得力を失ってきたのが後者である。前者については同質財の場合と差別化財の場合を比較する形で、経験的知見と法的ルールの乖離を埋める方法を模索する。後者については理論的分析の進展を調査してどこまで日本の現行法実務を正当化可能か、明らかにする。

本研究では、以上の作業においてなお現行法ルールの裏づけとなる経験的知見を信頼できる形で見つけられない場合にいかなる態度を取るべきかをも探求することとした。

3. 研究の方法

2010年度は計量経済学の一般的・標準的な知識を習得すると共に、独占禁止法に関わる実証的分析手法を方法論的に整理した。文献調査だけでなく、研究協力者を招聘して集中セミナーを開催することによって、効果的に分析を進めた。再販売価格維持に関する実証研究のサーベイを行い、方法論的な検討を加えた。

2011年度は合併規制について弊害をもたらすタイプごとに文献調査を行い、同質財の単独型及び協調型については理論モデルをサーベイし、差別化財については合併シミュレーションを調査した。これらの分析に基づいて、日本の合併規制実務に裏づけがあるかどうか探求した。

2012年度は、実証研究を含む経済学的な知見が法的推論過程でいかに利用されるかという観点から、経済学者と法学者とが生産的な対話によって独占禁止法ルールを改善していく方法について模索した。心理学・政治学にまで文献調査の対象を広げて検討し、経験的知見を法的ルール形成に活かす方法を模索した。

4. 研究成果

本研究は、当初は再販売価格維持と合併という二つの具体的な分野に閉じられた分析を進めたが、最終的には実証研究と独占禁止法ルールとをマッチングさせる方法について、法的推論過程の中に経済学の理論分析と実証分析を位置づけるという形で、一般的な枠組みを提示した(雑誌論文①)。

我々は与えられた情報に曖昧さを感じるほど、その情報を理解するために分析理論を必要とする。逆に、情報に解釈の余地がない明白なものと考える場合には、それを理解するために理論を必要としない。個々人が情報の曖昧さを認識する程度によって、理論への依拠の度合いが異なるのである。

独占禁止法が扱う企業活動の競争効果は、曖昧さが残る場合の多い領域である。販売前サービスによる供給量の増減や合併後の価格数量の変化といったものは、理論の助けを借りなければ我々には認識できない。同じ事件をめぐる、多数意見と反対意見が対立し、依拠する経済理論の内容や新規性が異なってくるのは、個々人で情報の曖昧さ・明白さの理解が異なるためである。

現在において最も洗練された実証的手法は、独占禁止法ルールが明らかにしたい最終的に重要な事実(弊害が起こるか否かといった事実)を直接示してくれる。そのような手法に信頼性を置く者は、情報に曖昧さを感じ

ないから、理論に依拠する必要度が弱まる。それに対応する法的判断基準の巧拙は無視しても違法性の判断が下せるから、法的判断基準の改善が重要度を失いかねない。同じことは、古典的な実証研究に裏づけされた経験則にもいえる。経験則を信じる者は、その理論的な再検討に目が届きにくい。現代において、実証的手法は理論を支えるという立場を超えて、むしろ理論の役割に置き換わるものになっていることからすると、実証研究の手法のどれが優れているか否かといった技術的問題を超えて、個々人の政策的志向や事実の明白性・曖昧さの認識に目を向けるべきことの重要性が明らかになる。実証的手法の理論的曖昧さを吟味すると共に、伝統的に経験則とされてきた知見を自明視することなく、法的判断基準が最新の経験的知見に根拠を持つように常に努力しなければならない。

経済学と法学が生産的な対話を行ってより健全な法的ルールを形成するには、独禁法の目的論を総余剰か消費者余剰かという、どちらかの立場に偏った言葉を使うのは、立場の対立を深めるだけであり不適切である。取引相手のニーズ・属性に対応する柔軟性の保護という観点から再構成すべきであることを提唱した。

独占禁止法における具体的分野については、法的ルールの依拠する経験的知見の再検証が必要であること(雑誌論文④)を指摘したほか、経験的裏づけの有無によって限定解釈をすべき場合があること(雑誌論文③)も明らかにした。また、ミスマッチの解消が困難な例として、再販売価格維持の競争促進効果に関する経験的研究と、合併規制における同質財・単独型の弊害の判断基準が残ることを明らかにした。前者は方法論的に重大な問題があり、信頼できる経験的事実の蓄積が見られず、後者は日本の法実務に対応する理論的欠缺が残っていることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 10 件)

- ① Akihiko Nakagawa, Toward a Dialogistic Competition Policy 新世代法政策学研究 査読無 20号 2013年 171~199
http://www.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/LPG_vol20/20_4.pdf
- ② 中川晶比兒 コンビニ特徴的業務の独占禁止法に基づく差止請求 ジュリスト 査読無 1451号 2013年 4~5
- ③ 中川晶比兒 複数事業者が弊害発生に関する私的独占と課徴金 北大法学論集 査読有 63巻2号 2012年 477~506

http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/49789/1/HLR63-2_007.pdf

- ④ 中川晶比兒 談合の立証に必要な実態解明度合い NBL 査読有 959号 2011年 79~85
- ⑤ 中川晶比兒 共同行為の不整合な終期認定に基づく課徴金納付審決と国賠訴訟・義務付け訴訟の当否 公正取引 査読有 726号 2011年 68~73
- ⑥ 中川晶比兒 着うた提供事業者による原盤権の利用許諾拒否と共同の取引拒絶の『共同性』 ジュリスト 査読有 1420号 2011年 299~301
- ⑦ Akihiko Nakagawa, Incrementally Redesigning Antitrust Enforcement: A Response to Professors Crane and Kurita, *Hokkaido Journal of New Global Law and Policy* 査読有 vol.10 2011 97-108
http://www.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/LPG_vol10/10_6.pdf
- ⑧ 中川晶比兒 独禁法エンフォースメント機関と裁判所の関係 公正取引 査読有 722号 2010年 29~33
- ⑨ 中川晶比兒 立入検査後も継続された入札談合 ジュリスト 査読なし 1413号 2010年 56~57
- ⑩ 中川晶比兒 多摩談合新井組判決 公正取引 査読有 721号 2010年 99~106

[学会発表] (計 6 件)

- ① Akihiko Nakagawa, Toward a Dialogistic Reformulation of Competition Theory 北大グローバル COE 国際シンポジウム "Establishing a New Global Law and Policy for Multi-Agential Governance"・北海道大学(札幌 2012年11月25日)
- ② 中川晶比兒 コンブガチャから考え直す景品類の規制 独禁法審判決研究会・北海道大学(札幌 2012年9月4日)
- ③ 中川晶比兒 Experts' Conscience 北海道大学経済法研究会・北海道大学(札幌 2011年11月19日)
- ④ 中川晶比兒 複数の違反事業者による私的独占、不公正な取引方法と課徴金 北海道大学経済法研究会・北海道大学(札幌 2011年6月25日)
- ⑤ 中川晶比兒 多摩談合新井組判決 北海道大学経済法研究会・競争法研究会・北海道大学(札幌 2010年9月11日)
- ⑥ 中川晶比兒 Comment to Professors Crane and Kurita 北海道大学経済法研究会・競争法研究会・北海道大学(札幌 2010年6月26日)

[図書] (計 1 件)

- ① ハーバート・ホペンキャンプ著、荒井弘

毅・大久保直樹・中川晶比兒・馬場文共
訳『米国競争政策の展望—実務上の問題
点と改革の手引き』全 431 頁(商事法務、
2010 年)

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

中川 晶比兒 (NAKAGAWA AKIHIKO)
北海道大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：20378516

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし